市場連動型プラン

契約種別定義書

2026年6月1日　　実施

株式会社池見石油店

1. 目的

(1)　この「市場連動型プラン」契約種別定義書(以下「本定義書」といいます。)は、株式会社池見石油店(以下「当社」といいます。)が、その電気需給約款に定める常時供給電力の供給を受けるお客さまに対して、一般社団法人日本卸電力取引所(以下「JEPX」といいます。)のスポット市場(JEPXの取引規程に定める翌日取引の市場をいいます。)価格等に連動した電気を供給するときの電気料金その他の供給条件(以下「市場連動型プラン」といいます。)について、定めるものです。

本定義書は、当社低圧約款(約款が変更された場合は、変更後の約款をいいます。)と一体のものとし、かつ、当社と「市場連動型プラン」をお申込みのお客さまとの電気需給契約の内容をなすものといたします。

(2)　本定義書は、次の一般送配電事業者の供給区域に適用いたします。
ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

供給区域

北　海　道　電　力　管　内

2. 本定義書の変更

当社が、本定義書を変更する場合には、低圧約款(約款の変更)によるものとします。

3. 本定義書の適用

本定義書は、お客さまが本定義書の内容を理解され、同意の上でお申込みいただき、当社がこれを承諾することにより適用いたします。
当社は電気需給契約書にお客さまの契約種別が常時供給電力のうち「市場連動型プラン」である旨を記載いたします。

4. 適用範囲

本定義書に定める事項について、約款に異なる定めがある場合は、当該事項については、約款によらず、本定義書の定めを適用するものといたします。

5. 料金

「市場連動型プラン」の1月の料金は、以下の方式で算定した基本料金、託送従量料金、市場連動料金、市場取引手数料、容量拠出金相当料金、非化石証書および需給管理料金に再生可能エネルギー発電促進賦課金を合計したものとします。

なお、契約電力、託送供給等約款に定める接続送電サービス(以下「託送サービス」といいます。)の基本料金単価(以下「託送基本料金単価」といいます。)、託送サービスの電力量料金単価(以下「託送電力量料金単価」といいます。)は各管轄区域における一般送配電事業者の託送料金単価といたします。

需給管理料金単価その他の供給条件は、本定義書に定めるものといたします。

ただし、まったく電気を使用しない場合(予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は半額といたします。

また、該当がある場合には、当社は約款の各条項に基づき、お客さまから約款に定める延滞利息、契約超過金、工事費等その他の金額を申し受けます。

(1) 託送基本料金

託送基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、常時供給電力の契約電力と託送基本料金単価(消費税等相当額を含みます。)および力率から以下の算式により算定される金額とします。

低圧契約：託送基本料金 = 契約電力 × 託送基本料金単価

(2) 託送従量料金

託送従量料金は、常時供給電力の使用電力量および託送電力量料金単価(消費税等相当額を含みます。)から以下の算式により算定される額とします。

託送従量料金= 使用電力量 × 託送電力量料金単価

(3) スポット購入料金

1. スポット購入料金は、時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその時間帯ごとのJEPXのスポット市場価格エリアプライス(※1)から以下の算式により算定される額のその月の分の総額に消費税等相当額を加えた額とします。

なお、スポット購入料金は、30分ごとに算定するものとし、30分ごとの使用電力量は、30分ごとの接続供給電力量を、各供給区域の一般送配電事業者が託送約款等で定める送電ロスによる損失率(以下「損失率」といいます。)にて補正した値とします。

30分ごとのスポット購入料金 = 30分ごとの使用電力量 × その時間帯ごとのJEPXのスポット市場価格エリアプライス(※1)

30分ごとの使用電力量 = 30分ごとの接続供給電力量 ÷(1-エリアごとの損失率)

(※1)JEPXのスポット市場価格エリアプライスは、JEPXが公表するスポット約定価格とし、供給区域に応じて次のとおりとします。

当社は、JEPXが公表したスポット約定価格を当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知します。

供給区域および適用するエリアプライスの名称

北　海　道　電　力　管　内	エ　リ　ア　プ　ラ　イ　ス　北　海　道

(4)　市場取引手数料

市場取引手数料は、常時供給電力の使用電力量および市場取引手数料相当単価(※2)から以下の算式により算定される額とします。

なお、使用電力量は、30分ごとの接続供給電力量を損失率にて補正した値のその月分の合計とします。

市場取引手数料 = 使用電力量 × 市場取引手数料相当単価(※2)
使用電力量 = {30分ごとの接続供給電力量 ÷(1-エリアごとの損失率)}の合計

(※2)JEPXがその取引規程細則に基づき公表するスポット市場における売買手数料のうち従量制単価に相当する値に消費税等相当額を加えた値といたします。

(5)　容量拠出金相当料金

容量拠出金相当料金は、常時供給電力の使用電力量および容量拠出金相当単価(※3)から以下の算式により算定される額とします。

容量拠出金相当料金 = 使用電力量 × 容量拠出金相当単価(※3)

(※3)容量拠出金を当社の電気をご使用になるすべてのお客さまにご負担いただくために当社が設定する単価(消費税等相当額を含みます。)であり、当社は、電力広域的運営推進機関から通知を受けた容量拠出金請求額を、該当年月の供給電力量にて按分した単価を設定します。

容量拠出金相当単価は、当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知するものとし、変更を行う場合には、新料金単価適用開始日の2ヶ月前までに通知します。

容量拠出金相当額単価の適用期間

当社容量拠出金請求額該当年月	容量拠出金請求単価適用期間
1月	6月検針分
2月	7月検針分
3月	8月検針分
4月	9月検針分
5月	10月検針分
6月	11月検針分
7月	12月検針分
8月	翌年1月検針分
9月	翌年2月検針分
10月	翌年3月検針分
11月	翌年4月検針分
12月	翌年5月検針分

(6) 需給管理料金

需給管理料金は、契約電力および需給管理料金単価(消費税等相当額を含みます。)から以下の算式により算定される額とします。

需給管理料金 = 契約電力 × (需給管理料金単価＋当社運用管理単価)
需給管理料金単価：58.85円（税込）
当社運用管理単価：低圧契約　165円（税込）

(7) 非化石証書購入料金

当社は、市場連動メニューにより供給する電気に非化石価値を付加するため、対象となる使用電力量に相当する非化石証書を調達するものとします。

お客様は、当社が調達する非化石証書に係る費用として、対象となる使用電力量に非化石証書請求単価を乗じて算定した金額を、非化石証書費用として当社に支払うものとします。

非化石証書請求単価は、非化石証書の調達価格、市場価格、調達時期、調達数量その他の調達条件等を勘案して当社が定めるものとし、これらの状況に応じて変更することがあります。

当社は、適用する非化石証書請求単価を、請求書、明細書、当社ウェブサイトその他当社が適当と認める方法によりお知らせします。

6. 中途解約

本契約期間中であっても、お客さまは1ヶ月前までに当社にその旨を通知することで、通知日から1ヶ月後の日を解約日として本契約を解約することができます。

7. 解約違約金

前条にしたがってお客さまが本契約を解約する場合、お客さまに違約金は発生しません。

8. 本契約の終了または変更に伴う料金および工事費等の精算

次のいずれかの場合において、当社が一般送配電事業者から料金または工事費等の請求を受けたときは、お客さまは、当該料金および工事費等相当額を当社に支払うものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

(1)需給開始日(本契約が更新された場合は更新日をいい、本条において以下同様とします。)または契約電力の増加日から1年未満の期間内に本契約を終了する場合
(2)需給開始日または契約電力の増加日から1年未満の期間内に契約電力を減少する場合

9. その他

料金算定の基礎となる託送基本料金単価、託送電力量料金単価、市場取引手数料相当単価および損失率は、お客さまおよび当社が別途合意した場合を除き、計量期間の末日時点におけるものを適用いたします。

【別表】政府支援調整単価

１.適用範囲

この特別措置の燃料費調整単価（政府支援調整単価）供給条件は，
電気料金種別電気料金種別定義書にもとづき低圧または高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

２.適用期間

適用期間は，2023年2月の検針日から2024年6月の検針日の前日、
2024年9月の検針日から2024年11月の検針日の前日、
2025年2月の検針日から2025年4月の検針日の前日、
2025年8月の検針日から2025年10月の検針日の前日、
2026年2月の検針日から2026年4月の検針日の前日までといたします。
2026年8月の検針日から2026年10月の検針日の前日までといたします。

３.燃料費調整

燃料費調整とは，電気料金種別定義書の電力量料金において，燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。
※市場連動プランは燃料費調整がございませんので、「その他調整費用」として差し引くものとします。

４.料金

２（適用期間）に定める適用期間における，電気料金種別定義書に定める電力量料金は，
電気料金種別定義書に定める燃料費調整によらず，政府支援調整単価によって算定される特別措置の燃料費調整単価を
「その他調整費用」として差し引くものといたします。

５.燃料費調整単価

（１）基準燃料費調整単価（通常の燃料費調整単価）
（２）燃料費調整単価（その他調整費用）
・その他調整費用＝基準燃料費調整単価－特別措置の燃料費調整単価（政府支援調整単価）
・特別措置の燃料費調整単価（その他調整費用）

2023年2月検針分から2023年9月検針分

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7円
	高圧で供給を受ける場合	3.5円

2023年10月検針分から2024年5月検針分

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3.5円
	高圧で供給を受ける場合	1.8円

2024年6月検針分

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	1.8円
	高圧で供給を受ける場合	0.9円

2024年9月検針分から2024年10月検針分

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	4.0円
	高圧で供給を受ける場合	2.0円

2024年11月検針分

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	2.5円
	高圧で供給を受ける場合	1.3円

2025年2月検針分から2025年3月検針分

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	2.5円
	高圧で供給を受ける場合	1.3円

2025年4月検針分

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	1.3円
	高圧で供給を受ける場合	0.7円

2025年8月検針分・10月検針分

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	2.0円
	高圧で供給を受ける場合	1.0円

2025年9月検針分

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	2.4円
	高圧で供給を受ける場合	1.2円

2026年2月検針分・3月検針分

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	4.5円
	高圧で供給を受ける場合	2.3円

2026年4月検針分

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	1.5円
	高圧で供給を受ける場合	0.8円

2026年8月検針分・10月検針分

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3.5円
	高圧で供給を受ける場合	1.8円

2026年9月検針分

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	4.5円
	高圧で供給を受ける場合	2.3円